

平成 29 年度における事業者によるダイオキシン類の測定結果

ダイオキシン類対策特別措置法第 28 条の規定により、廃棄物焼却炉等を設置する事業者は、年 1 回以上、排出ガス等のダイオキシン類による汚染の状況について測定し、その結果を市長に報告することが義務づけられています。

平成 29 年度では市内で報告義務がある大気排出基準適用施設 3 施設（2 事業所）において、測定結果の報告があり、全ての施設で排出基準に適合していました。

平成 29 年度 ダイオキシン類測定結果

事業場 No.	事業場名	所在地	施設 No.	排出ガス			焼却灰（燃え殻）			ばいじん（飛灰）			備考
				試料採取日	測定結果 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)	基準	試料採取日	測定結果 (ng-TEQ/g)	基準	試料採取日	測定結果 (ng-TEQ/g)	基準	
1	門真市クリーンセンター	門真市深田町 19 番 5 号	1	H29.9.6	0.98	1	H29.6.14	0.0012	-	H29.6.14	0.86	-	No. 4 廃棄物焼却炉 焼却灰、ばいじんについて、ともに薬剤処理をしています。
							H29.9.6	0.00083		H29.9.6	0.58		
							H29.11.16	0.0000014		H29.11.16	0.42		
2			2	H29.10.4	0.005	1	H29.10.4	0.0000022	-	H29.10.4	1.4	-	No. 5 廃棄物焼却炉 焼却灰、ばいじんについて、ともに薬剤処理をしています。
							H29.12.19	0.012		H29.12.19	1.5		
3	美馬建設(株)	門真市島頭 3 丁目 10 番 15 号	3	H29.11.17	0.78	5	H29.11.14	0.02	3	H29.6.29	0.31	3	

焼却灰、ばいじんについては、薬剤処理をしている場合には基準はありません